

戸籍届出の本人確認

戸籍とは、個人の身分関係を時間的序列にしたがって、記録公証する唯一の公文書であり、この記載は、戸籍の届出によって行われるものです。したがって戸籍の正確性を確保するため、ご理解とご協力をお願いします。

4月1日から
行います。

記録公証する唯一の



平成16年4月1日(木)から、婚姻・養子縁組などの戸籍の届出の際、本人確認を行います。

運転免許証・パスポート・住基カードなどの本人を確認できる書面をお持ちください。

最近、全国的に本人の知らない間に、第三者によって婚姻な

どの届出がなされるという、虚偽の戸籍の届出事件が発生しています。

このため、戸籍の正確性を確保するため、住民課で婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離婚、転籍、分籍の届出のため来庁された当事者の方々の本人確認を

させていただきますこととしました。つきましては、次のことについて、皆さまの御理解と御協力をお願いします。

確認内容

婚姻などの戸籍の届出のときは、なるべく当事者（例えば婚姻の場合、夫・妻となる人）が来庁してください。

届出のときは、運転免許証、パスポート、住基カードなどの本人を確認できる書面を持参してください。

上記の書面などお持ちでないなどのため、本人確認ができなかったときは、届出受付後、改めて届出があったことを郵便でお知らせします。

職員の勤務時間外及び休日に届出を持参した人については、本人確認を行いませんので、届出があったことを郵便でお知らせします。

使者や郵送による届出の場合も、届出があったことを郵便でお知らせします。

本人確認に使用する書面

運転免許証、パスポート、住基カードなど本人の写真が貼付された官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等

問合せ先 住民課住民係 820-5604(住民課)

行革進行プログラムの公表

熊野町では、昨年3月に策定した第3次熊野町行政改革大綱に基づき、より簡素で効果・効率的な行政システムの確立に努めています。

行革進行プログラムを公表しています

大綱に掲げる5か年間の取り組みを着実に推進するため、「何を」、「どのように」な手段で、「いつまでに行うのか」を項目ごとに細かく設定した「改革進行プログラム」を定めています。

このプログラムは、大綱及び大綱実施計画とともに、熊野町のホームページのほか、役場情報コーナー（2階）、町内各公民館、町民体育館、中央ふれあい館、各地域健康センターでご覧いただけます。

また、各年度の達成状況を住民の皆さまに公表することとしています。

(行革推進室)

TEL 820-56332